

令和7年度 第1回福岡県環境審議会 議事録

(今村企画広報主幹)

ただいまから令和7年度第1回福岡県環境審議会を開催いたします。私は環境政策課企画広報主幹の今村と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。まず議事に入ります前に、環境部長の田村よりご挨拶を申し上げます。

(田村環境部長)

皆さん、こんにちは。福岡県環境部長の田村と申します。本日はお忙しい中、また大変暑い中、環境審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本県の環境行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今回の審議会は改選後初めての開催となります。この度の改選により、新たに委員にご就任いただいた皆様には、豊富なご経験と専門的な知識に基づき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き委員をお務めいただく皆様には、これまでと同様にご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。近年、世界中で気候変動の影響が顕著になっています。昨年は記録的な猛暑に見舞われ、熱中症による搬送者数は統計開始以来最多を記録しました。今年度は、昨年を上回るペースで推移しているとも報じられており、改めて気候変動対策の喫緊性を痛感しております。県の気候変動対策の状況については、後ほど議事の中でご報告させていただきます。本日の審議会は、諮問事項2件、部会決議報告3件、その他報告4件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(今村企画広報主幹)

本日は会長および委員37名中32名の出席で、半数以上のご出席をいただいております。したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。今回の審議会は、任期満了に伴う委員改選後、最初に開催される審議会でございます。この度の改選におきましては、22名の委員にご継続いただくとともに、新たに15名の委員にご就任いただいております。ここで委員の皆様をご紹介します。委員名簿順にお名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。

<委員紹介>

以上で、委員の皆様のご紹介を終了いたします。なお、事務局側の出席者につきましては、お手元の資料、令和7年度第1回福岡県環境審議会 配席図に記載のとおりでございます。これをもって紹介に代えさせていただきます。それでは、本日用いる資料の確認をお願いいたします。お手元の配布資料および事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりです。資料の不足がございましたら、挙手により事務局まで

お知らせください。それでは、議題1、会長の選任についてでございます。福岡県環境審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっております。どなたか立候補、またご推薦をいただけませんかでしょうか。

<立候補及び推薦なし>

ご意見がないようでしたら、引き続き浅野委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(今村企画広報主幹)

浅野委員が会長に選任されました。浅野会長、会長席にご移動をお願いいたします。

(今村企画広報主幹)

それでは、浅野会長、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

(浅野直人会長)

それでは、選ばれましたので引き続き会長の任に就きたいと思っております。いつも審議会の始めのご挨拶で、前回の審議会以降、国の環境施策についてどのような動きがあったか簡単にお話しておりますので、本日も同様にお話しさせていただきます。前回の審議会が開かれたのは1月21日のことございまして、約半年が経過しました。この間、通常国会が開かれ、環境関連の法律が3つばかり成立しました。そのうち環境影響評価法の改正については、本日、それに関連して、県条例の改正が必要だということがございますので、後程事務局から、どのような改正があったかという話があると思います。これ以外に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正法が4月23日に国会を通過し改正されました。この改正は、本県にほとんど関係ないと思いますが、最近、熊が出てきて悪さをしますね。ところが今の法律では市街地で銃を使って野生生物を狩猟することができません。今回の法改正で市町村長の判断で、必要と考えた場合には緊急銃猟と言って、緊急で野生生物を銃で撃つことを認めるという制度が入ることになりました。それから5月28日のことですが、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案が可決されました。この法律は排出量取引制度がわが国でも導入されることとなりましたが、それをさらに具体化していくための法制度ができたということです。そして今回の法改正で、10万トン以上のCO₂を直接排出する事業者は取引制度に参加することが義務付けられております。そして、この義務づけられた事業者に対しては、排出枠を最初の方は全量無償で割り当てをするということが法律で決まりました。そのほか、資源有効利用促進法という法律がありますが、この中で特にゼロエミッション、

ゼロカーボンに向けて有効な原材料を再資源化できるようなメーカーさんに対しては、認定を受ければ、廃棄物処理法の規制を緩和するといったことが決まりましたし、再生材を利用することを義務づける製品をこれから決めていくことになりまして、このような点で、この法律の改正も行われました。それから5月には、環境白書の令和7年版が出ました。この国には環境に関連する基本法が3つ、環境基本法、循環型社会基本法、生物多様性基本法がありまして、それぞれの法律が全部白書を作るということを決めています。最初、環境省は3冊の白書を出していたのですが、国会議員の先生方からの指摘を受け1冊にまとめるということになりました。3つの白書が1冊の本で出るということになりまして、内容的にも一体となった形で白書が出されております。今回、令和7年の白書では、特に環境とビジネスとの関係をしっかりと考えなくてはいけない、国民生活にももっと目配りしないといけないということが白書の中で強く扱われていることが特徴ではないかと思います。また、この7月のことですが、環境省の組織が変わりまして、廃棄物規制課という伝統ある課がなくなりました。どうなったかという、資源循環課という名前に変わりまして、廃棄物規制だけでなく資源を循環利用することに政策の重きを置くということで課の名前が変わりました。時代を反映したものだなと思います。それから、環境省の事務次官、地球環境審議官、官房長の三役が交代しました。水・大気局長には、女性として初めて大森さんが選ばれました。彼女は非常に優秀な方ですので、今後の活躍に期待しております。少し遡りますが、今年の4月23日には、2023年の我が国の温室効果ガス排出量が公表されました。非常に嬉しいことに1990年以降で最も排出量が少なく、2013年と比べても14億トン、27%の削減ができました。順調に削減が進んでいると言われております。最近下がり方が悪いので心配ではありますが、これまでのところかなり政策がうまくいっているということです。しかし、気候の変動が大きいので、あまり安心はできません。あと、3つばかりご報告しなくてはいけないことがあります。1つは、排水の水質基準が国にはありますが、国で決めている排水基準をどうしても守ることができない業種が残ります。そのような業種に対しては、暫定基準を作って、一律の基準よりも少し緩やかな基準が適用されています。現在7業種で特例が認められていますが、多くの業種で暫定基準は延長するが、基準自体は厳しくする方向で見直しが行われました。さらに2つありますが、牛を飼っている牛舎については暫定基準を卒業ということになりました。それからジルコニウム化合物製造業についても暫定基準を卒業させることになりました。しかし、暫定基準でいかにざるをえないのは温泉旅館です。これは私が現役の時から何とかしなければいけないとずいぶん時間をかけて議論したのですが、自然由来のほう素、ふっ素の濃度がものすごく高い温泉があります。これはどうしても暫定基準を認めてあげないと温泉旅館そのものをたたんでいかなければいけなくなる。何とかそうしなくても済む方法はないものはないだろうかと、ずいぶん議論したのですが、どうもうまくいかないんですね。今回もまた従来どおりの、暫定基準の延長ということになったようです。関係したのからいうと残念だなという印象があります。もう1つ、これは結構大きなことで、これから正式に決まってくる話ですけれども、光化学オキシダントという大気汚染関連の物質があるのですが、この環境基準が実は1度も達成されたことがなく、いまだに光

がおかれています。専門的な知識を要する議案を審議するときにはこの審議会から部会に審議をお願いするために部会が設けられています。この部会にどの委員に属していただくかということについては、会長が指名をさせていただくということになっております。そこで、事務局が、部会ご所属・部会役職等を記入した名簿をお配りいたしますので、ご覧頂ければと思います。

(浅野直人会長)

よろしいでしょうか。ただいま名簿を配りいただきましたが、まず会長代理でございますけれども、引き続き伊藤洋委員をお願いをしたいと思っております。よろしいですか。

(伊藤洋委員)

はい。

(浅野直人会長)

どうぞよろしくお願ひいたします。それから次に部会の委員と部会長の指名でございます。お配りした名簿の部会というところに、例えば青野委員、水質部会とございますが、青野委員には水質部会に属していただきたいという趣旨の記載でございます。読み上げるのは省略をいたしますが、名簿の部会のところに記載しております方に部会委員になっていただきたいと思っております。水質部会につきましては合計9名の委員。温泉部会に付しましては5名の委員。公園鳥獣部会それから公害防止事業費負担部会についてはそれぞれ6名の委員にお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。部会長でございますが、水質部会長と公害防止事業費負担部会長、この2つの部会長を伊藤洋委員にお願いをしたいと思っております。それから温泉部会長としては藤光康宏委員にお願いをいたします。公園鳥獣部会長としては酒井かおり委員を指名させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日ご欠席の井上委員、辻委員につきましては事前にご了解いただいておりますので、ご報告を申し上げたいと思っております。以上で、議題の2であります会長代理と、それから部会委員の指名については、このようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは次に知事から本審議会に本日諮問をいただく案件が2件ございますので、この2件の案件について事務局から説明をいただきたいと思っております。まず烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定について、でございます。事務局から説明をいただきます。

(野崎自然環境課長)

皆さんこんにちは。自然環境課長の野崎でございます。本日はよろしくお願ひいたします。資料1の諮問、烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区の指定についてご説明いたします。表紙の次ページの諮問書をお願いいたします。本件は、2の諮問理由に記載しておりますとおり、鳥獣保護管理法第29条第1項に基づき、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定している烏帽子

島地区について、本年 11 月に指定期間が満了することから、再度、指定を行うため、本会の意見をお伺いするものでございます。指定の内容について、次のページ、ページ番号 1 ページの資料によりご説明いたします。四角で囲んでおります沿革にありますとおり、烏帽子島は糸島半島と長崎県の杵岐の中間に位置する周囲約 800m の無人島であり、平成 7 年に烏帽子島全域を県指定特別保護地区に指定し、10 年毎の再指定を経て現在に至っております。1 の烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区についてです。(2)特別保護地区の存続期間につきましては、令和 17 年 11 月 14 日までの 10 年間としております。(3)特別保護地区の指定区分については集団繁殖地の保護区です。(4)生息する鳥獣類についてはカンムリウミスズメやハヤブサなどリストに記載しております 14 種が確認されています。次のページをご覧ください。(6)特別保護地区の指定の理由についてです。島内の石垣が、福岡県レッドデータブック 2024 における絶滅危惧 IA 類とされ国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっております。このため、本県としましては、引き続き当該区域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図る必要があると考えております。2 の公告・縦覧の結果、3 の意見照会の結果に記載していますとおり、諮問に先立ち、公告・縦覧の手続きを実施しましたが、住民等から意見書の提出はなく、また、糸島市及び利害関係者に対する意見照会についても、異議がある旨の回答はございませんでした。なお、4 ページに位置図、5 ページに区域図を示しております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(浅野直人会長)

それでは諮問事項につきまして、何かご質問がございますでしょうか。よろしいですか。大字姫島というのは地名なんですね。ですから、実際に姫島という島はありますが、その島とは関係なく、烏帽子島という無人島が今回の特別保護区域の対象になるということです。ご質問、ご意見ございませんか。ございませんようでしたら、この諮問事項につきましては、専門性が高いということがございまして、これまでもそうだったのですが、公園鳥獣部会で詳しく審議をいただいた上で、当審議会条例の第 6 条第 5 項には、必要な場合には部会が決議をすれば、それはこの審議会の総会で議決をしたと同じ扱いにするという規定がございますので、それを適用して部会の決議をもって当審議会の決議にするという扱いにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしゅうございませうか。それではご異議ないようでございますので、この件についてはそのように扱わせていただきます。それでは続きまして、先ほど申しましたが、環境影響評価法の改正がございましたので、環境影響評価法および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律改正に伴って本県の環境影響評価条例を改正する必要が生じました。このことについて事務局から説明をいただきます。

(野崎自然環境課長)

それでは、引続き自然環境課からご説明をいたします。資料 2 を用いて、諮問、環境影響評価法及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の

改正に伴う福岡県環境影響評価条例の改正についてご説明いたします。

(浅野直人会長)

これは後から送られてきた資料になりますので、最初に送られてきた資料のみをお持ちの方は事務局にお知らせください。よろしいですか。それでは事務局続けてください。

(野崎自然環境課長)

表紙をめくって、諮問書をご覧ください。諮問理由でございます。本県では、平成11年6月に環境影響評価法、以下アセス法と略します、アセス法が施行された後、その年の12月に福岡県環境影響評価条例、こちらアセス条例と略します、アセス条例を施行するなど、アセス法とアセス条例を一体的に運用して環境影響評価制度を実施してまいりました。本年6月、環境影響評価制度に関しまして、2つの法律が改正されました。1つはアセス法です。これにより、工作物の建替事業に対する環境影響評価手続の見直し等が図られました。2つ目が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律です。略して再エネ海域利用法とも言います。この法律が改正され、促進区域内海域等において海洋再生可能エネルギー発電事業を行う事業者については、アセス法の手続きを一部適用しないこととする特例が規定されました。つきましては、先ほどお話ししたとおり、本県における環境影響評価制度が、アセス法とアセス条例の一体的な運用により形成されていることに鑑みまして、アセス法と同様にアセス条例を改正することについて、審議会の意見を求めるものでございます。では、諮問書の次、右肩に別紙と記載されたページをご覧ください。アセス法及び再エネ海域利用法の改正内容について、もう少し具体的にご説明いたします。1がアセス法の改正で、3点ございます。1つ目の○です。現行法では、環境影響評価法の対象となる事業として、ダムについては条文上新築のみが規定されており、ダムの嵩上げ等は、事務の取扱いの上、新築とされてきました。今回の改正により、ダムの改築が明記されています。次に2つ目の○です。この改正については、今ご覧になっている別紙の次の紙の表面、環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要というタイトルの資料も、適宜、ご参照いただければと思います。別紙の方でご説明します。改正内容は、既存の工作物を除却又は廃止して、その工作物が設置されている区域又は近接する区域に同種の工作物を新設する建替事業を行う場合の配慮書(建替配慮書)については、周辺の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえて、新設する工作物に係る配慮の内容を明らかにすることとされました。現状では、事業の位置や規模が大きく変わらない建替の場合でも、新規事業と同様に事業位置の検討や周辺環境の調査が課されていますが、今回の改正により、同じ場所や近接する場所に建て替えられる場合には、手続の簡素化が図られるものでございます。3つ目の○です。現行法では、環境影響評価手続において作成した書類(アセス図書)については、事業者が公表する期間は概ね1か月程度に限られているため、後に続く事業者による環境影響評価の効果的な実施や、近隣の複数の事業による累積的な環境影響評価の分析という点から、環境大臣が、あらかじめ事業者の同意を得た上で、アセス図

書をインターネット等により公開することができるとされたものでございます。続きまして、2の再エネ海域利用法の改正です。3点ございます。こちらは手続きの流れが分かりにくいので、先ほどご覧いただいた、環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要の裏面、洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージというタイトルの資料も、適宜、合わせてご参照ください。別紙に戻りまして、1つ目の○です。洋上風力発電等の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(促進区域)や、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域(募集区域)を指定する際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査等を行うこととされました。2つ目の○です。これを受けて、促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者として選定された者(選定事業者)については、環境影響評価法に基づく配慮書及び方法書に係る手続きを適用しないこととされたものです。3つ目の○です。排他的経済水域の募集区域において、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者が、経済産業大臣及び国土交通大臣から、設置に係る仮の地位を付与された場合は、その事業者には環境影響評価法に基づく配慮書に係る手続きを適用しないこととされたものです。最後の3が改正内容です。アセス条例は、アセス法の対象となる規模よりも小さい規模の事業を対象としていますが、手続きの流れは基本的にアセス法と同様となっています。したがって、アセス条例においても、1及び2の法改正と同様の改正を行おうと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(浅野直人会長)

よろしゅうございませうか。法改正の内容と、それに合わせて条例についても見直しをしたいということで、この審議会に意見を求めるということでございました。環境影響評価法の改正内容については、多分ご理解いただけたと思います。建替えの事業についても、全く新築の場合と同じようにどういう地域でどういう環境なのかってことを細かく調べるということをこれまで要求していたのですが、それだとちょっと過剰であろうということで、配慮書についてはもう少し簡素化するというのが今回の法改正でありますので、条例でも同じようにしたいということです。それから、洋上風力については、もともとこの洋上風力を促進するための法律が作られた時に、ありていに言うと、あまり環境省にきちっと相談をしないで法律を作られてしまって、アセス法との関係については何も考慮していないという困った法律であったわけです。ですから、最初から環境省が加わることによって、アセス手続きについても省略できるような手続きにする方が望ましいということをやってきたわけですが、ようやく今回の法改正でそのようになりましたので それに合わせて環境大臣が促進区域について環境調査をしますから、配慮書については省略しても良いということを決められました。そこで、条例でも同様な扱いにしたいということでございます。3点目は、現在は環境影響評価に関する書類について公開をするのですが、公開の期間が限られてしまっていますので、それではどうも十分ではないだろうということです。事業者の同意がある場合には、長期間に渡って公開を続けるということにした方が良いということ

で、これは法改正の前から言われていたことがようやく実現できましたので、条例も同様な扱いにしたいということ。この3点について改正をしたいというものが、この諮問の内容でございます。これまでもこの種の改正については、審議会でどういう条文にするかということまで細かく議論する必要がないので、その内容について改正をするということが審議会です承されれば、事務局の方で改正案を作って、あとは議会でしっかりご議論いただければいいということでございましたので、ここでこういうふうな条文に条例を改正しますというような内容の諮問ではございません。それでも十分対応できるような内容だという理解でございますので、ここにありますような形のもが本日の諮問として我々の方に上がって来ているところでございます。それでは何かこの改正についてご意見ございますか、あるいはご質問でも結構です。いかがでしょうか。よろしゅうございませうか。特に、ご質問ご意見ないようでしたら、この件については部会に回す必要がなく、本日ここで皆さんの同意をいただければ、諮問のとおり審議会として承認しましたということで知事に報告を申し上げたいと思います。それで、よろしゅうございませうか。はい。ありがとうございます。では、ご同意いただきましたので、諮問のとおり、当審議会としては了承したということで、知事に答申を申し上げます。あとは、議会での審議になります。どうぞ、議員の先生方よろしくお願いたします。 それでは、諮問事項2件については以上のように扱わせていただきます。

(浅野直人会長)

では次に、これまで部会で審議をお願いして、それを当審議会の議決として扱ってきた案件がございますので、それについてご報告を申し上げることになります。 まず令和7年度の水質測定計画策定について水質部会に詳細の審議をお願いしておりましたので、伊藤水質部会長からご説明をいただければと思います。

(伊藤洋委員)

それでは説明させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。 令和7年度、水質測定計画の策定につきましてご報告いたします。水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域、及び地下水の水質測定について、国の機関や市町村とともに、統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条に基づき、県が、例年策定しているものでございます。今年度の水質測定計画の策定につきましては、令和7年1月21日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、同日に開催しました水質部会において審議を行いました。審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年2月27日に答申がなされております。以上です。

(浅野直人会長)

はい、どうもありがとうございました。 この件について何かご質問がございますでしょうか。 よろしゅうございますか。これは、水質、公共用水域の水質については測定をする担

当が色々なところでまたがるものですから、無駄があったり重複があったりということを防ぐために法律上、県知事のもとで一貫した計画を作って、それに基づいて実施するというになっておりますので、毎年審議会にかかる事になります。令和7年については、伊藤部会長のお話がありましたように県の提案を了承したということで答申をいたしました。それでは続きましてもう1件、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に関する排水基準が改正されましたので、これについても伊藤水質部会長から説明をいただきます。

(伊藤洋委員)

それではお手元の資料4をご覧ください。福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する排水基準の改正につきましては、先ほどの部会決議事項と同様、令和7年1月21日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、同日に開催しました水質部会で審議を行いました。本件は、県条例に基づく排水基準等について、水質汚濁防止法に基づく基準との整合を図るため、改正の諮問がなされたものです。審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年2月27日に答申がなされております。なお、答申を受け、同条例施行規則が本年5月23日付で改正・公布されたと聞いております。以上です。

(浅野直人会長)

この件についても諮問の内容とおりに決定するとの部会の判断に基づいて、会長としては原案どおり答申を差し上げ、それに基づいて施行規則が5月に改正されたということの報告であります。何かご質問がございますでしょうか。よろしいですか。それではこの件についてもご報告を了承いただいたものとさせていただきます。それでは3点目でございますが、温泉法に基づいて土地を掘削、或いは動力装置を設置することについては、当審議会の承認が必要になるわけですが、これについて温泉部会で審議をいただきましたので、藤光温泉部会長から説明をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤光康宏委員)

温泉部会、部会長を仰せつかっております藤光でございます。温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申についてご報告いたします。お手元の資料5をご覧ください。なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場でのご説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。それでは1ページをご覧ください。令和7年2月4日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請2件及び動力の装置の許可申請1件につきまして、同年3月6日に温泉部会を開催し、審議いたしました。次に2ページをご覧ください。審議の結果、許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき同年3月25日に答申がなされております。続いて3ページをご覧ください。令和7年5月29日に諮問

がなされ会長から付託を受けました、動力の装置の許可申請 2 件につきまして、同年 7 月 4 日に温泉部会を開催し、審議いたしました。次に 4 ページをご覧ください。2 件のうち 1 件は審議の結果、許可に支障なしと決議し、もう 1 件は申請に係る井戸の水が温泉とは認められなかったため、審議不可と決議いたしており、それに基づき同年 7 月 29 日に答申がなされております。この審議不可は、本申請に係る井戸の水につきまして、提出された成分分析書に記載された成分等を、環境省が定める平成 26 年改訂の鉱泉分析法指針に照らして確認した結果、海水であると判断されたため温泉とは認められず、温泉に係る動力装置の許可申請に対しては審議ができないということで、審議不可となったものです。以上でございます。

(浅野直人会長)

ただいま、温泉部会での審議についてご報告いただきました。何かご質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件についてもご報告を承認したということにさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、その他の報告がいくつかございますので、報告を受けたいと思います。まず本県の地球温暖化対策実行計画進捗状況について事務局から説明をいただきます。

(奥迫環境保全課長)

皆様こんにちは。環境保全課長の奥迫と申します。よろしくお願いたします。福岡県地球温暖化防止対策実行計画(第 2 次)の進捗状況についてご説明します。資料 6 の 2 ページをご覧ください。県では、国と同様に、2050 年度のカーボンニュートラル実現に向け、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する中期目標を掲げています。また、各部門の進捗状況を確認するため、家庭や業務などの部門別の目標についても設定しています。3 ページをご覧ください。本県における温室効果ガス排出量の推移をお示ししております。最新のデータである 2022 年度の排出量は 4,648 万トンと、基準年度である 2013 年度から 25.3%減少しているものの、前年度比では 8.7%増加しています。4 ページをご覧ください。2022 年度の温室効果ガス排出量増加の要因として、電気使用に伴う二酸化炭素排出係数のデータをお示ししております。九州電力さんの電気使用に伴う二酸化炭素排出係数、1kWh 発電するに当たって二酸化炭素がどの程度であるかという数値が 2022 年度は、2021 年度に比べると、かなり上がっております。2022 年度は、玄海原子力発電所においてテロ対策施設の設置工事が行われた影響で、同発電所の定期検査が長期化しておりました。その結果、電気使用に伴う二酸化炭素排出係数が、前年度比で 37.5%増加しており、本県の温室効果ガス排出量も増加させる結果となっております。5 ページをご覧ください。2022 年度の電力使用に伴う二酸化炭素排出係数が、前年度の 2021 年度並であったと想定した場合、2022 年度の温室効果ガス排出量は 4,203 万トンとなり、前年度から 70 万トン程削減できている計算となります。この試算からも、目標の達成に向けて、温室効果ガス排出量の削減は順調に進んでいると考えております。6 ページをご覧ください。県内におけるエネルギー消費量の推移を示しています。2022 年度のエネルギー消費量は 476PJ と、基準年度である 2013 年

度から 13.1%減少しています。グラフを見ていただくと分かるように、エネルギー消費は概ね減少傾向にありますが、コロナ渦からの経済回復に伴い、直近ではエネルギー消費量は横ばいで推移している結果となっております。7 ページをご覧ください。家庭部門における二酸化炭素排出量の推移をお示ししております。2022 年度の 1 世帯当たりの排出量は 2.9 トンであり、2013 年度比で 36.9%減少しております。1 世帯当たりの排出量は概ね減少傾向にありますが、2022 年度は電力使用に伴う二酸化炭素排出係数の上昇により、前年度比で 30.6%増加しております。8 ページをご覧ください。家庭部門におけるエネルギー消費量の推移をお示ししております。2022 年度の 1 世帯当たりのエネルギー消費量は 30.4GJ であり、2013 年度比で 13.5%減少しております。省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等により、エネルギー消費量を一定程度削減できておりますが、直近は横ばい傾向にあります。なお、2022 年度のエネルギー消費量が前年度よりも若干増加している要因としては、猛暑日・熱帯夜が増加したことにより、エアコン稼働率が上昇したことが考えられます。9 ページをご覧ください。業務部門における二酸化炭素排出量の推移をお示ししております。2022 年度の事業所の床面積当たり排出量は 113.6kg であり、2013 年度比で 35.5%減少しております。床面積当たり排出量は概ね減少傾向にありますが、家庭部門と同様、2022 年度は電力使用に伴う二酸化炭素排出係数の上昇により、前年度比で 30.2%増加しております。10 ページをご覧ください。業務部門におけるエネルギー消費量の推移を示しています。2022 年度の事業所の床面積当たりのエネルギー消費量は 1.13GJ であり、2013 年度比で 9.2%減少しております。床面積当たりのエネルギー消費量は概ね減少傾向にありますが、コロナ渦からの経済回復に伴い、直近は横ばい傾向にあります。11 ページをご覧ください。運輸部門のうち、自動車の運行に伴う二酸化炭素排出量の推移をお示ししております。2022 年度の自動車 1 台当たりの二酸化炭素排出量は 2.21 トンと、2013 年度比で 16.1%減少しております。自動車 1 台当たりの二酸化炭素排出量は、車両本体の燃費改善等により概ね減少傾向にありますが、2022 年度はコロナ渦後の行動制限の緩和による人の移動の増加により、前年度比で 4.1%増加しております。参考として、12 ページにはハイブリッド自動車の普及状況を、13 ページには、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車の普及状況をお示ししており、電動車は県内でも順調に増加しております。14 ページをご覧ください。産業部門における CO₂ 排出量の削減状況を示しています。産業部門は、石炭や石油等の化石燃料の利用が多く、エネルギーの脱炭素化には技術革新も必要とすることから、数値目標は設定しておりませんが、産業部門の二酸化炭素排出量は 1,653 万トンと、2013 年度比で 35.5%減少しております。製品出荷額当たりの二酸化炭素排出量も減少傾向にありますので、産業部門においても、二酸化炭素排出量の削減が順調に推移していると考えております。15 ページをご覧ください。再生可能エネルギー発電設備導入容量の推移をお示ししております。2023 年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量は 328 万 kW に達しており、2026 年度の導入目標である 405 万 kW の達成に向け、順調に推移しております。16 ページをご覧ください。一般廃棄物の総排出量の推移をお示ししております。2023 年度の一般廃棄物の総排出量は、速報値で 167.3 千トンと、基準年度である 2018 年度から 5.4%減少しており、数値

目標である 5%削減を既に達成しております。17 ページ以降には、家庭、業務、運輸などの各部門において、令和 6 年度に県が取り組んできた施策の進捗状況をお示しております。17 ページには、家庭部門の進捗状況をお示しております。家庭部門では、①エコふぁみアプリにより省エネルギー行動を促進したほか、②福岡未来づくり住宅への支援などを実施しております。18 ページには、業務部門の進捗状況をお示しております。業務部門では、①エコ事業所の募集、②省エネルギー診断の実施、③中小企業を対象に省エネ設備の導入補助などを実施しております。19 ページには、運輸部門の進捗状況をお示しております。運輸部門では、①県内物流事業者を対象に FC トラックの導入補助、②燃料電池自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車等の導入に対する融資などを実施しております。20 ページには、エネルギー部門の進捗状況をお示しております。エネルギー部門では、①再生可能エネルギー導入支援システムの運用、②太陽光発電設備等の共同購入事業などを実施しております。21 ページには、その他の施策の進捗状況をお示しております。その他としては、①プラスチックごみの削減キャンペーン、④小中学生等を対象に環境副読本の配布などを実施しております。22 ページには、気候変動の影響を防止・軽減する適応策に対する進捗状況をお示しております。適応策としては、①高温や病気に強いコメの品種開発、④熱中症予防のための普及啓発や注意喚起などを実施しております。気象庁の発表によりますと、本年 6 月の日本の月平均気温は、統計を開始した 1898 年以降の 6 月として最も高くなったとのことです。温室効果ガス排出量を削減するための緩和策に加え、気候変動の影響を防止・軽減する適応策についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(浅野直人会長)

どうもありがとうございました。それでは只今、本県の温暖化対策について進捗状況を報告いただきました。ご質問、ご意見ございましたらどうぞ遠慮なくお出してください。ございますか。原中委員、どうぞ。

(原中誠志委員)

委員の原中です。資料等、丁寧なご説明ありがとうございました。私が気になるのは、2022 年のデータをもとにされていることであります。ご承知のように、今年も猛暑・酷暑で、異常なほどの高温な日々が続いており、国連のグテーレス事務総長は地球沸騰化という表現をされているという状況です。我が国においても、国民の皆様方の健康を守るためには、適切なクーラーの使用を勧めるということですが、小中学校での体育館のクーラーの設置や、街中におけるクーリングルームの設置、家庭のクーラーの適切な使用や飲食店等の業務用クーラー等の使用も非常に増えているという状況です。こうした、地球温暖化に伴う高温化が続くなかで、日常的にクーラーの使用等を含めて電力使用が非常に増えているという状況で、当然、電力使用が増えれば CO₂ の排出量も増えてくるということですので。全体を通して見ていかなければいけないのは、地球に負荷をかけないような再生可能エネルギーの推進

をどうやって県として進めていくかというところでは、本県としても洋上風力発電やペロブスカイト太陽電池の促進を進めているわけですが、今日の電力消費に追いつくように火力発電や原子力発電に加えて、再生可能エネルギーをどうやって増やしていくかというところが少し視点として欠けているのではないかと思います。おそらくこれから2023年、2024年のデータが出てくると、電力使用量もCO₂の排出量も右肩上がりになるのではないのでしょうか。そういったことも踏まえて、県としての考え方等がありましたら、お聞かせいただきたいなと思います。

(浅野直人会長)

はい、ありがとうございます。大変、厳しいご指摘だと思いますが、お答えありますか。

(奥迫環境保全課長)

委員ご指摘のとおりこの酷暑に対応するために、エアコンを使いますので電力消費量は当然増えてくる予測になると思います。今まで、省エネということで、なるべく使わないように減らしていきましようということで、これも当然大事なことです。引き続き積極的に進めていきますが、先生の言われました、どうしても電力消費量の増える部分について二酸化炭素を出さないような再生可能エネルギーの導入について県全体で取組みを進めていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(浅野直人会長)

この程度の答えでいいのか、答えになってないぞと、言われそうな気がしますね。例えば、クーラーを余計使わなきゃいけない時間帯が昼であれば、太陽光発電に頼ることができるが、結構夜間もクーラーを使わなければいけないという状態になっていますから、どうするかということですね。

(原中誠志委員)

ありがとうございました。今、九州電力さんも一生懸命蓄電池設備というふうなことで、昼間の太陽光発電等で発電した電力を蓄電して夜に使うというようなことがあります。やはりそうした工夫を、早い段階でしっかりやっていかなければいけない時代に来ていると思います。合わせて、意見としてはありますけれども、再生可能エネルギー、特に太陽光による余剰電力をいかに蓄電して効率よく夜間使うかというようなことに対して、県として事業者への助成や補助をしっかりやっていかなければいけないということを意見としては言わせていただきたいと思います。

(浅野直人会長)

ありがとうございます。重要なお指摘だと思いますので、政策としてできることがないか事務局としてもしっかり検討してほしいと思います。他に、ご質問、ご意見はございますか。

後藤委員、どうぞ。

（後藤富和委員）

後藤です。一般廃棄物の総排出量の推移のグラフを見ると、2020年度から21年度にかけて大きく減って、またさらに大きく減りそうというところで、このグラフ見てびっくりしています。削減目標を、前倒しで達成できそうというところですが、どうしてこんなに劇的に達成できたのでしょうか。

（浅野直人会長）

そうですね。では、事務局お願いします。

（杉廃棄物対策課課長補佐）

廃棄物対策課の杉と申します。ご指摘いただいたとおり、一般廃棄物の総排出量が順調にと言いますか、減ってきているところです。先生もご承知のとおり、一般廃棄物の処理というのは、市町村の業務ということになっておりまして、一次的には、市町村のごみの分別すとか、資源として回収するという取組みが、功を奏しているというふうに思っております。あと、一つは福岡県の場合ですが、家庭から出る一般廃棄物と事業所から出る一般廃棄物の割合で言うと、事業所から出るごみの割合が比較的他の県に比べて高いという傾向ございまして、コロナ禍で事業活動が縮小した結果としてごみの排出が減ったということも一因として考えてはいるところです。いずれにしても、今後も順調に減っていくように、我々としては取組みを進めていき、戻るとかとか、リバウンドするということはないように、取り組んでいきたいと考えております。

（浅野直人会長）

ありがとうございます。もし、事業系が減ったということであると、またリバウンドする可能性もありますので、その後の動向が気になりますね。ただ、北九州市、福岡市というと事業系のゴミのウェイトが結構高いですが、あんまり減ってないので、どうでしょうか。他にございませんか。いかがでしょう。何でも結構です。伊藤委員、どうぞ。

（伊藤洋委員）

19ページです。自動車のCO₂を減らすために公共交通を利用しましょうというのは、いいと思います。一方で運転手不足や、それによる減便あるいは廃止というニュースをよく聞きます。利用者からすると、使いにくくなった、乗りたいけど乗れないというような意見が出てくるのではかと思えます。相反する話になっていますけども、どうやってバランスを取って、公共交通の利用を促進されるか、何かあればお願いします。

(浅野直人会長)

はい。これは、どなたが答えますか。

(奥迫環境保全課長)

委員のご指摘については、他部が所管となりますが、所管部局でもご指摘の問題について認識をしていると思いますので、別の機会にお答えできればと考えております。

(浅野直人会長)

公共交通の利用促進というのはそのとおりなのですが、一方では人手不足で減便という動きがある中で、どうするかということがあります。これは、環境部だけで解決できる問題ではないですが、マイカーへの依存をやめて公共交通にシフトすれば利用者が増えるわけですから収入も増えて運行できるということになりますね。基本は公共交通機関を使って、できるだけ1人乗りマイカーをやめてもらうということをもっと熱心にやるということが基本ですね。そうは言っても、路線バスが走っていないといったことが一方でありますから、その辺のところは地域の自治体によって色々な工夫があるようですので、その辺の情報をしっかり集めながら、公共交通機関を維持していくということが本県でも重要な課題だろうと思います。ありがとうございました。他にございますか。林委員、一般家庭の取組みで何かございますか。

(林真実委員)

今日から参加させていただいております、消費生活アドバイザーで環境カウンセラーの林でございます。普段は家庭の省エネの普及に努めておりますけれども、拝見しておりまして、産業部門は順調に進捗している中、業務部門、家庭部門が厳しいと思っております。家庭への普及や運輸部門については、計画どおりに順調にいくのか少し懸念がありますので、この辺りについてどのようなお考えか伺いたいと思います。

(奥迫環境保全課長)

業務部門に関しましては、工場以外の事業所や事務所の部門になりますので、電力消費が一番効いてくるようになります。今年度、その部分が上がっているのは先ほど申しました九州電力さんの排出係数で、エネルギー自体はそんなに増えてないのにCO₂の排出が増えているということです。次の年は改善しているので、今後は下がっていくと思っております。一方で運輸については、特に家庭部門のところになりますので、そこのところをどうしていくのかをよく考えて進めていきたいなというふうに思っております。

(浅野直人会長)

ありがとうございました。他にございますか。酒井委員どうぞ。

(酒井美和子委員)

21 ページの④のところにあります、環境教育副読本関係について、お尋ねをしたいと思います。私自身が環境教育副読本、最初の中から専門委員を20年くらい携わらせていただいた経験があります。ちょうど地球温暖化対策ワークブックを作るという時に、私は委員を退いたためお尋ねです。地球温暖化対策ワークブックは、実際に子供たちが色々なところを回答しながら取り組めるというように工夫されていたと思います。その活用状況がお分かりであれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(浅野直人会長)

はい。これをお答えいただけるのはどなたでしょうか。

(原田環境政策課長)

環境政策課長の原田と申します。よろしくお願いいたします。地球温暖化対策ワークブックでございますが、小学校3、4年生用、それから5、6年生用、中学生用という3種類を作成しております。県ホームページに公開をしております、それを印刷してご利用いただいておりますので、印刷物を県からお配りしていない状況でございます。5年生対象の環境教育副読本は印刷をして学校に配布しております、あわせてご利用いただくという形で教育委員会さんと一緒に学校を通じて、家庭での利用も含めて活用いただいているところです。利用状況につきましては、まだ全数調査等はできておりませんが学校の先生にアンケートをいたしまして、活用状況について回答いただいているところです。正確な数字はなかなか把握できていないところですが、印刷物を配っている環境教育副読本の方が利用率が高く、ワークブックの方は5割程度というところがございます。どうやったら活用していただけるのかということが非常に課題だと思っております、今から来年度に向けて副読本の作成をしていくんですけれども、現場の先生方のご意見をいただいて、どうすれば活用していただけるのか、検討していきたいと思っております。

(浅野直人会長)

酒井委員、もしいいアイデアがありましたら、事務局にお知らせください。

(酒井美和子委員)

アイデアというのは特にはないのですが、宣伝だと思います。各学校あるいは地域に活用してもらうには、知ってもらうということがあります。そのへんのところは大変手間がかかることだと思いますが、そこが一番だなというように感じております。

(浅野直人会長)

参考にしていただければと思います。ほかにございませんか。林委員、どうぞ。

(林真実委員)

先ほどご指名いただいた時に、お話しできればよかったです。政策の進捗状況には目標値が特に書いてなく、実績が載っております。よろしければ、グラフにあるような削減の目標などがあれば今の進捗状況が分かりやすいと思います。政策は、例えば年間でこれくらいの件数を目標としており、ここまで進捗しているというような書き方をしていただくと、私どもにも進捗状況が分かりやすいかなと思いますし、効果が把握しやすいというふうに思いますので、よろしければ、それをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(浅野直人会長)

事務局、お答えありますか。

(奥迫環境保全課長)

福岡県の実施計画では各部門でこれくらい減らしていくという目標値が設定されておりますが、県の施策、例えば補助を何件しますというところには、今の計画の中では目標値は定めておりません。

(浅野直人会長)

目標値を決めていなくても、進捗を定量化できるような工夫ができるかもしれないので、それを言われたとを考えてください。

(奥迫環境保全課長)

今回、令和6年度だけの数値を示しておりますので、もう少し分かりやすい表現を考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(浅野直人会長)

できれば定量的に進捗の指標みたいなもので、目標でなくてもいいので、このくらい変わったということが分かるとなおいいということだと思います。他にございますか。よろしいですか。それではまだ報告が3件ございますので、報告をいただきたいと思います。令和6年度の重点事業、大気汚染予測情報発信、騒音振動DXについて事務局から説明いただきます。

(奥迫環境保全課長)

それでは引き続き環境保全課の方からご説明させていただきます。令和6年度に実施した、大気汚染予測の情報発信と、騒音振動悪臭のデジタル化の取組みについて、ご説明します。大気汚染予測の情報発信につきまして、資料7チラシ1枚目をご覧ください。保健環境研究所で平成30年度から研究を重ねてきた大気汚染予測システムに、AIを活用して予測精度を向上させ、新システムFcastを開発いたしました。その解析結果を大気汚染予報として、令和7年1月29日からホームページ及び県公式のXで発信を行っております。大気汚染予

測を常時公開するのは、福岡県が自治体初となります。発信項目は、大気汚染予測システムで予測を行っております光化学オキシダント、PM2.5、二酸化硫黄に加え、外部に予測を委託しております黄砂の4種類であり、県内4地域別に3日先までの大気汚染の見通しを発信しております。福岡県キャラクターのエコトンを使い、濃度によって5段階、黄砂は3段階に色分けをして表示しております。令和7年7月末時点で公表用ホームページの訪問者数は3万を超え、Xの表示数も8万を超えております。テレビやインターネットのニュースで黄砂などの報道がなされますと、訪問者数や表示数が増加する傾向にあり、県民の関心も高いと考えられます。県民の方々に、外出時のマスク着用や、野外での活動を行う際などの参考にしていただけるよう、大気汚染予報の活用や周知に、引き続き取り組んでまいります。続きまして、騒音振動悪臭のデジタル化の取組みにつきまして、資料7チラシ2枚目をご覧ください。騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規制区域図は、これまで県市町村の窓口において紙地図を閲覧し確認する必要がありました。閲覧に供する県市町村の窓口担当職員、確認が必要な県民及び事業者の双方に負担がかかる仕組みとなっておりました。このことについて、令和6年度に、地理情報システム（GIS）を活用して県内60市町村すべての騒音・振動・悪臭各規制区域図をデジタル化し、福岡 そうおん・しんどう・あくしゅうマップとして令和7年3月21日からWEB公開を開始しました。パソコン版だけでなくスマートフォン版のWEBサイトも構築しておりますので、家や職場だけではなく外出先でも確認することができ、利便性が大幅に向上しております。また、デジタル化により、画面上で地図を拡大・縮小などの操作が可能になり、また住所やランドマークとなる建物名から検索できるなど、紙地図を閲覧するよりも見やすく、使いやすいシステムとなっております。県内全域の規制区域図をGISを活用してデジタル化し、WEB上で公開するのは九州では初、全国でも3例目の取組みとなります。騒音振動悪臭を担当する市町村と連携しながら、引き続き運用を行ってまいります。説明は以上です。

（浅野直人会長）

何かご質問ございますか。ご意見でも結構です。よろしいでしょうか。残念ながら、今日の審議会で初めて聞いた人ばかりじゃないかと思えます。せっかく動いているのに、こういった物があるということが県民にどのような形で伝わるのか、その辺の問題がありそうだなと思いながら聞いておりました。全戸配布で県からのニュースレターが出ていますが、あれは意外と読まれているのではないかと思いますので、こういったこともきちっと乗っていればみんなの目に留まると思います。なかなかホームページにアップしただけでは、ホームページをそもそも見てくれないと伝わらないですよ。紙媒体があるものについては、紙媒体を使ったほうが有効だと思えますがどうでしょうか。

（奥迫環境保全課長）

大気汚染予測システムについては紙媒体でのお知らせを入れておりますが、騒音振動の方は、そういったことができておりませんので、今後検討させていただきます。

(浅野直人会長)

よろしいですか。ぜひ皆さんも宣伝してください。それでは、今日はレッドデータブックを皆さん手にされると思いますが、これについて事務局から説明をいただきます。

(野崎自然環境課長)

自然環境課長の野崎でございます。資料8の福岡県レッドデータブック2024についてご説明いたします。1の概要についてです。レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物を選定したレッドリスト及びその生息状況などをまとめた報告書でございます。前回刊行から10年が経過し、生息状況や生息環境などに変化が生じた掲載種が様々な分類群で確認されていること、また、県内で新たに生息が確認された希少種なども存在することから、掲載種の見直し・取りまとめを行い、今年3月に福岡県レッドデータブック2024を発刊しました。2のレッドデータブックに掲載された特徴的な種について、(1)新たに絶滅種に選定された種では、植物ではヒメノボタン、ギボウシランなど、魚類では、カワヤツメ、昆虫類では、ゲンゴロウ、ダイコクコガネなど24種が選定されています。それから、(2)前回のレッドデータブックで絶滅としていたが生息が確認された種の例として、新宮町でヒメシロアサザの生息を確認いたしました。(3)福岡県ではじめて生息が確認された種の例としては、哺乳類のモリアブラコウモリの生息を確認しております。3の掲載種数です。今回の見直しの結果、福岡県レッドデータブック2024における掲載種は、全分類群合計で1,811種となり、前回から200種の増加となりました。次のページに分類群ごとのカテゴリーを示した表を掲載しておりますので後ほどご覧ください。今日はお手元にレッドデータブックの本体をお配りしております。厚くて重たいものではあると思いますが、お持ち帰りいただき参照していただければと思います。その他、福岡県生きものステーションというホームページを作っております、その中でも希少種についての情報掲載しております。そちらも、時間のある時に覗いていただければと思います。報告は以上でございます。

(浅野直人会長)

どうもありがとうございました。ご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。これは書店で買うと高いものですので貴重なものだと思ってお持ち帰りいただいて、死蔵せずにご活用をお願いできればと思います。それでは、もう一つ、本年度の環境部の主要事業について、事務局からご説明をいただきます。

(原田環境政策課長)

再び環境政策課長の原田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。長時間に渡り恐縮でございますが、最後に、本年度の環境部主要事業についてご説明させていただきます。資料9をお手元にお願いいいたします。まず、1ページをお願いいいたします。初めに、令和7年度県全体の当初予算でございます。総額は2兆1878億円余となりまして、前年度と比較しまして557億円余の増額となっております。環境部の当初予算、環境費の総額は43億

円余でございます。前年度と比較しまして、6億円余の増となっておりますが、県の歳出予算に占める割合は、グラフの下から5つ目にお示しておりますように、全体の0.2%でございます。環境費6億円の増となっておりますが、増額の主な理由は、産業廃棄物中間処理施設における行政代執行の費用や、ワンヘルス体験学習・研究ゾーンの整備費などによるものでございます。続きまして、これらの事業を含みます環境部の主な事業についてご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。中小企業脱炭素経営推進費6400万円余でございます。地球温暖化という喫緊の課題に対応するため、本事業では経済活動と環境保全の両立を目指し、県内中小企業への脱炭素経営への普及を重点的に推進いたします。具体的には、2事業概要の(1)でございますが、企画提案公募により選定したコンサルティング企業に委託をして、県内中小企業300社を対象に、温室効果ガス排出量の算定を支援いたします。さらに、(2)のところですが、排出量算定を支援した企業のうち55社に対して、国際認証基準に準拠した排出量削減目標の設定を支援いたします。加えて、(3)でございますが、県内中小企業が金融機関と円滑に、ファイナンスに関する協議を進められるよう、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備への投資対効果、および温室効果ガス排出量の削減効果などを盛り込んだ脱炭素経営計画の策定を支援いたします。この計画策定支援につきましては、県内中小企業15社に対し、経費の1/2を補助することとしております。企業のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、県内中小企業への脱炭素経営への普及を強力に促進してまいります。3ページをお願いいたします。使用済みEVバッテリー資源循環推進費2000万円余でございます。この事業は、国内での使用済みEVバッテリーの資源循環に向けて、中古EV市場の活性化によるバッテリーの安定回収を推進するとともに、リユース蓄電池市場といった新たな産業を創出していき、EVバッテリーの資源循環モデル、福岡モデルの構築を目指すものでございます。具体的には、2事業概要の(1)でございますが、中古EVをリース形式で利用希望者へ貸与し、バッテリー性能検査や充放電情報の収集等を通じまして、中古EVのリース事業および、バッテリー性能が8年持続することの実証を行います。また、リース期間満了後のバッテリーをリユース工程に引き渡し、使用済みバッテリーを安定的に回収できるスキームを構築いたします。(2)リユース蓄電池の導入推進、県内企業の参入促進につきましては、リユース蓄電池の導入推進に向けてニーズ調査を実施するとともに、リユース蓄電池市場への参入促進セミナーを開催し、リユース蓄電池産業への県内企業の参入を支援いたします。4ページをお願いいたします。プラスチックRe:bornプロジェクト費800万円余でございます。この事業は、県内から排出される様々な使用済みプラスチックをリサイクルし、再生プラスチックを必要としている事業者が活用することにより、環境と経済の両立に向け、プラスチックの資源循環を図るものでございます。事業概要の(1)でございますが、まず、再生プラスチックの使用が想定される製造業者と県内の使用済みプラスチック排出者を対象に、プラスチックリサイクルのためのニーズ調査とシーズ調査を実施いたします。次に(2)でございますが、調査結果を踏まえまして、排出者や成形メーカー等の関係業者をマッチングした共同研究チームを立ち上げ、再生プラスチック利用に関する実証、研究開発の支援を実施するものでございます。5ページをお願いいた

します。持って帰っていいと（eat）ボックスによる食品ロス削減費 100 万円余でございます。この事業は、国が昨年 12 月に策定した食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえまして、モデル店舗で持ち帰りボックスの利用実証を行い、食べ残しによる食品ロスの削減を推進するものでございます。モデル店舗に持ち帰りボックスを配布し、その効果と課題を検証するとともに、来店客に対してもアンケートを行い、店舗外での行動を把握いたします。本事業で得られる成果をもとに、飲食店における食べ残しの持ち帰りを促進し、食品ロスの削減を推進してまいります。6 ページをお願いいたします。産廃不適正処理対策費、2 億 5000 万円余でございます。本事業は、産業廃棄物が放置されている嘉麻市産業廃棄物中間処理施設におきまして、行政代執行による支障除去工事を行い、周辺住民の安全安心を確保するものでございます。放置廃棄物による生活環境保全上の支障の恐れを除去するため、境界測量と実施設計を行うとともに、支障除去工事を行ってまいります。また、周辺の環境モニタリングも実施するとともに、実施設計の内容や工事の実施状況、工事の実施に伴う支障の恐れについて、有識者の意見聴取を行ってまいります。なお、本事業については、工期が来年度にもわたることから、来年度に必要となる経費につきましても、債務負担行為を設定しております。7 ページをお願いいたします。歩いて体感!!九州自然歩道費 600 万円余でございます。この事業は、県民一人一人の生物多様性への理解を促進するため、九州自然歩道を活用し、自然体験期間の創出を図るものでございます。事業内容としましては、生物多様性の観点から、コースごとに特徴のある自然歩道上の自然遺産を紹介する動画を作成し、YouTube やホームページ等を通じて情報発信を行ってまいります。また、里地里山の伝統的景観が残る北彦山沿線地域において、自然歩道と BRT を結んだ新たなルートを開発し、利用者に生物多様性への理解を促すとともに、北彦山沿線地域の振興を図ってまいります。8 ページをお願いいたします。ワンヘルス体験学習・研究ゾーン整備費 2 億 400 万円余でございます。これはワンヘルスセンターの中核施設である、保健環境研究所の附属施設として、生物多様性保全に関する屋外研究とともに、生物多様性保全の観点からワンヘルス教育を実施する屋外学習の場の整備工事を実施するものでございます。本施設の整備にあたっては、里地里山保全や緑地設計の専門家、教育関係者等の 5 名からなる専門家会議の意見を踏まえまして、令和 5 年度に基本設計、令和 6 年度に実施設計を行っております。この実施設計を元に本年度から整備工事を実施いたしまして、令和 9 年度に保健環境研究所、動物保険衛生所と同じく、共用を開始する予定でございます。以上が令和 7 年度環境部の主要事業の概要でございます。ご説明は以上となります。

（浅野直人会長）

どうもありがとうございました。それでは只今、本年度の県環境部の主要事業についての説明をいただきました。ご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。どうぞ、ご遠慮なく、何でも結構ですので、いかがですか。よろしいでしょうか。それでは、特にございませんようでしたら、この報告についても承ったということでもよろしいですか。先ほど、温暖化対策について積極的に色々考えるべきだということもありましたし、それから、使用済み

の自動車のバッテリーの利用ということで上手く繋いでいくといいなと思います。多少、広がりのある話が出てきているというふうに思います。それでは、よろしゅうございましょうか。もし、あの、委員の皆様方から、何かまたお帰りになって、お気づきのご質問ございましたら、事務局にお寄せいただければと思います。それでは本日、審議すべきことあるいはご報告を承ることは以上でございます。何か、本日の審議会全体通して、ご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、これで、本日の審議会を、閉会したいと思います。あとは事務局、お願いいたします。

(今村企画広報主幹)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。本日のご意見を十分に踏まえまして、今後の政策を進めて参りたいと思います。これを持ちまして、令和7年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。なお、公園鳥獣部会委員の皆様におかれましては、15時15分からこの会場で部会の方、開催いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。